

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 6 3 号
発行日 令和 8 年 1 月 5 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- 綾部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
(子育て支援課)・・・ 1
- 綾部市火入れに関する条例の制定
(林政課)・・・ 9
- 綾部市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正
(子育て支援課)・・・ 11
- 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
(子育て支援課)・・・ 12
- 綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(子育て支援課)・・・ 13
- 綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(子育て支援課)・・・ 14
- 綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正
(子育て支援課)・・・ 15
- 綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
(保健推進課)・・・ 16
- 綾部市火災予防条例の一部改正
(消防本部予防課)・・・ 17

- 綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正
(消防本部管理課)・・・ 19
 - 綾部市長等の給与に関する条例の一部改正
(職員課)・・・ 20
 - 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・ 21
 - 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正
(職員課)・・・ 22
 - 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(職員課)・・・ 31
 - 綾部市議会基本条例の制定
(議会事務局)・・・ 36
- ### ○規 則
- 綾部市火入れに関する条例施行規則の制定
(林政課)・・・ 41
 - 綾部市ハート交流センターの管理及び運営規則の一部改正
(市民協働課)・・・ 47
 - 綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部改正
(文化・スポーツ振興課)・・・ 48
 - 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正
(保健推進課)・・・ 49
 - 綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則の一部改正
(保健推進課)・・・ 50
 - 綾部市地域交流センターの管

理及び運営規則の一部改正 (商工労政課)・・・51	(保健推進課)・・・79
・綾部市火災予防条例施行規則 の一部改正 (消防本部予防課)・・・52	・綾部市住民税非課税世帯等商 品券配布事業実施要綱の制定 (社会福祉課)・・・80
・綾部市消防団規則の一部改正 (消防本部管理課)・・・53	・綾部市社会福祉施設等原油価 格高騰対策応援給付金交付要 綱の一部改正 (子育て支援課)・・・83
・綾部市個人情報保護に関する 文書の様式を定める規則の一 部改正 (総務課)・・・54	・指定居宅介護支援事業者指定 告示 (高齢者支援課)・・・87
○告 示	・綾部市農業委員会委員候補者 の推薦の求め及び募集に関す る規程の一部改正 (農政課)・・・88
・都市計画法に基づく都市計画 変更の縦覧について (都市建築課)・・・55	・令和7年9月末における公営 企業会計の業務の状況の公表 (財政課)・・・89
・綾部市移住者就業・起業支援 補助金交付要綱の一部改正 (定住・地域政策課)・・・56	・地縁団体認可告示(釜輪町自 治会) (市民協働課)・・・102
・綾部市障害者福祉サービス等 利用支援事業実施要綱の一部 改正 (障害者支援課)・・・64	○訓令甲
・綾部市社会福祉施設等電気代 高騰対策応援給付金交付要綱 の一部改正 (高齢者支援課)・・・65	・綾部市現業職員給与規程の一 部改正 (職員課)・・・103
・綾部市満3歳以上教育・保育 給付認定子どもに係る副食費 助成事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課)・・・66	・綾部市住民基本台帳ネットワ ークシステム運用管理規程の 一部改正 (市民・国保課)・・・109
・令和7年12月綾部市議会定 例会において議決を経た予算 の要領の公表 (財政課)・・・67	○公 告
・綾部市物価高対応子育て応援 手当支給事業実施要綱の制定 (子育て支援課)・・・68	・綾部市下水道排水設備指定業 者規程に基づく指定業者の公 表 (下水道課)・・・110
・綾部市医療機関エネルギー価 格高騰対策交付金交付要綱の 一部改正	・公示送達 (市民・国保課)・・・111
	・マンホールポンプユニット設 置(7-1)工事条件付一般 競争入札について (監理課)・・・112

- ・ 公示送達 (市民・国保課)・・・122
 - ・ 公示送達 (税務課)・・・123
- ・ 綾部市公の施設に係る指定管理者の指定について (財政課)・・・124
- ・ 市道有岡友広線(友広一号橋)橋梁補修工事(その1)と市道有岡友広線(友広一号橋)橋梁補修工事(その2)条件付一般競争入札について (監理課)・・・126
- ・ 坊口川河川整備工事(その1)と坊口川河川整備工事(その2)条件付一般競争入札について (監理課)・・・136
- ・ 中央公民館エレベーター等改修工事条件付一般競争入札について (監理課)・・・146
- ・ 綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表 (下水道課)・・・156
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・157
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・158
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・159
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・160
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・161
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・162
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・163
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・164
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・165
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・166
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可について (農政課)・・・166

	(農政課)・・・167	る日、登録を行う日及び縦覧 に供する期間	・・・179
・綾部市下水道排水設備指定業 者規程に基づく指定業者の公 表			
	(下水道課)・・・168		
○上下水道事業管理規程			
・綾部市企業職員給与規程の一 部改正		・令和8年1月25日執行予定 の綾部市長選挙及び綾部市議 会議員補欠選挙における候補 者の氏名及び党派別の掲示の 掲載順序を定めるくじを行う 日時及び場所	・・・180
	(上水道課)・・・169		
○議会規程			
・綾部市議会個人情報保護条例 施行規程の一部改正	・・・174	○十倉財産区告示	
		・綾部市十倉財産区議会招集告 示	・・・181
○教育委員会告示			
・令和7年度第9回綾部市教育 委員会会議招集告示	・・・175		
・綾部市給食費補助金交付要綱 の一部改正	・・・176		
○選挙管理委員会告示			
・令和8年1月25日執行予定 の京都府議会議員綾部市選挙 区補欠選挙並びに綾部市長選 挙及び綾部市議会議員補欠選 挙におけるポスター掲示場の 設置場所	・・・177		
・令和8年1月25日執行予定 の京都府議会議員綾部市選挙 区補欠選挙における候補者の 氏名及び党派別の掲示の掲載 順序を定めるくじを行う日時 及び場所	・・・178		
・令和8年1月25日執行予定 の綾部市長選挙及び綾部市議 会議員補欠選挙に係る選挙人 名簿の選挙時登録について、 被登録資格の決定の基準とな			

綾部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第59号

綾部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第26条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第27条・第28条）

第3章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、綾部市子ども・子育て会議条例（平成25年綾部市条例第32号）第1条に規定する綾部市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画

の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{きんかん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよ

う努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村（特別区を含む。）からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられているこ

と。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に

規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前

2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市火入れに関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 0 号

綾部市火入れに関する条例

綾部市火入れに関する条例（昭和 5 9 年綾部市条例第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、綾部市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号。以下「法」という。）第 2 1 条の許可の申請その他必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第 2 条 法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（許可の要件）

第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- （1）火入れの目的が、法第 2 1 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- （2）火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等から見て、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

（許可後における指示）

第 4 条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、法第 2 1 条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

（火入れの通知）

第 5 条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う日の前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

（火入責任者等）

第 6 条 火入者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）及び火入れの作業に従事する者を定め、火入れに当たってはそれらの者を現場に配置しなければならない。

（防火帯の設置）

第 7 条 火入責任者は、火入地の周囲に幅 6 メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については 1 0 メートル

以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

- 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、堰^{せき}等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入れの方法)

第8条 火入れは、風速、湿度等から見て延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合は、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第9条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第10条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の綾部市火入れに関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の火入れについて適用し、同日前の火入れについては、なお従前の例による。

綾部市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 1 号

綾部市立保育園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市立保育園設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

（3）乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）

第 8 条第 4 項中「又は延長保育事業」を「、延長保育事業又は乳児等通園支援事業」に改める。

別表に次のように加える。

3 乳児等通園支援事業の利用料

利 用 料
1 時間当たり 3 0 0 円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第62号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾部市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 3 号

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項」に改める。

第 1 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 4 号

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第65号

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年綾部市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、同条第3号中「又は第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 6 号

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

綾部市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 1 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「使用申込み」を「使用許可」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 7 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 3 0 条の 2 を
一第 3 0 条の 7）

」

「

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 3 0 条の 2 に
一第 3 0 条の 7）

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 3 0 条の 8 ・ 第 3 0 条の 9）

」

改める。

第 3 0 条中「警報」の次に「（法第 2 2 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 3 0 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 3 0 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 3 0 条の 9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 3 0 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

条 例

第43条の3第1項第3号中「第46条」を「第46条第1項」に改める。

第46条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 8 号

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 5 4 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「9 6 0 人」を「7 6 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第69号

綾部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市長等の給与に関する条例（昭和32年綾部市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 綾部市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市長等の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾部市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第70号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年綾部市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 1 号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条の 4 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 1 2 5」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に、「1 0 0 分の 7 0」を「1 0 0 分の 7 2 . 5」に改める。

第 1 9 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 7 . 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 5 2 . 5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

条 例

別表第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	

条 例

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
	86	266,200	305,800	355,700	396,800		
	87	266,500	306,100	356,100	397,100		
	88	266,800	306,400	356,500	397,400		
	89	267,100	306,700	356,700	397,700		
	90	267,400	307,000	357,100	398,000		
	91	267,700	307,300	357,500	398,300		
	92	268,000	307,600	357,900	398,600		
	93	268,300	307,800	358,100	398,900		
	94		308,000	358,400			
	95		308,300	358,800			
	96		308,700	359,100			
	97		308,900	359,400			
	98		309,200	359,800			
	99		309,500	360,200			
	100		309,900	360,600			

条 例

	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900
	2	215,300	236,400	363,400
	3	217,600	238,800	364,900
	4	219,900	241,300	366,300
	5	222,100	243,700	367,700
	6	224,400	246,100	369,000
	7	226,600	248,500	370,300
	8	228,800	251,000	371,700
	9	231,000	253,400	373,100
	10	233,200	255,000	374,400
	11	235,400	256,600	375,700
	12	237,600	258,200	376,900
	13	239,800	259,800	378,100
	14	241,900	261,200	379,400
	15	244,000	262,600	380,600
	16	246,100	264,000	381,800
	17	248,200	265,400	382,800
	18	250,000	266,600	384,000
	19	251,700	267,800	385,200
	20	253,400	269,000	386,300
	21	255,100	270,300	387,300
	22	256,400	271,400	388,500
	23	257,700	272,500	389,700
	24	258,900	273,700	390,800
	25	260,100	275,000	391,800
	26	261,200	276,700	393,000
	27	262,300	278,400	394,100
	28	263,400	280,100	395,200
	29	264,600	281,800	396,300
	30	265,700	283,800	397,500
	31	266,800	286,000	398,700
	32	267,800	288,200	399,800
	33	268,900	290,400	400,800
	34	269,900	292,600	401,900
	35	270,900	294,800	403,100
	36	272,000	296,900	404,300
	37	273,200	298,900	405,500
	38	274,100	300,800	406,800
	39	275,100	302,700	407,900
	40	276,200	304,500	409,100

条 例

	41	277,400	306,300	410,200
	42	278,500	308,200	411,500
	43	279,600	310,000	412,500
	44	280,700	311,700	413,600
	45	281,600	313,400	414,800
	46	282,400	315,200	416,000
	47	283,200	316,900	417,200
	48	284,000	318,500	418,400
	49	284,600	320,100	419,500
	50	285,400	321,800	420,500
	51	286,100	323,600	421,800
	52	286,800	325,300	423,000
	53	287,600	326,600	424,200
	54	288,400	328,500	425,300
	55	289,000	330,300	426,400
	56	289,700	332,000	427,500
	57	290,400	333,600	428,500
	58	291,200	335,500	429,700
	59	292,000	337,200	430,900
	60	292,600	338,900	432,100
	61	293,200	340,600	432,700
	62	293,900	342,300	433,500
	63	294,600	344,000	434,200
	64	295,100	345,700	434,700
	65	295,800	347,400	435,000
	66	296,500	348,700	435,300
	67	297,100	350,000	435,700
	68	297,700	351,300	436,100
	69	298,400	352,800	436,400
	70	299,100	354,300	436,800
	71	299,700	355,800	437,100
	72	300,400	357,300	437,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	300,900	358,600	437,700
	74	301,500	360,100	438,000
	75	302,200	361,600	438,300
	76	302,700	363,000	438,600
	77	303,300	364,400	438,800
	78	303,900	365,900	439,100
	79	304,500	367,400	439,400
	80	305,100	368,900	439,600
	81	305,600	370,200	439,800
	82	306,100	371,500	
	83	306,700	372,800	
	84	307,300	374,000	

85	307,700	375,200
86	308,100	376,400
87	308,600	377,500
88	309,100	378,600
89	309,500	379,600
90	310,000	380,700
91	310,400	381,800
92	310,900	382,900
93	311,200	384,000
94	311,700	385,100
95	312,200	386,100
96	312,600	387,200
97	312,900	388,200
98	313,300	389,200
99	313,700	390,100
100	314,100	391,000
101	314,500	391,800
102	314,800	392,800
103	315,100	393,600
104	315,400	394,500
105	315,600	395,300
106	315,900	396,200
107	316,200	397,100
108	316,400	398,000
109	316,600	398,800
110	316,800	399,800
111	317,100	400,700
112	317,400	401,600
113	317,600	402,200
114	317,800	403,100
115	318,000	404,000
116	318,300	404,900
117	318,600	405,700
118	318,800	406,400
119	319,100	407,200
120	319,400	408,000
121	319,600	408,600
122	319,800	409,300
123	320,000	410,000
124	320,300	410,600
125	320,600	411,200
126		411,900
127		412,400
128		413,000

条 例

	129		413,600	
	130		414,200	
	131		414,700	
	132		415,200	
	133		415,500	
	134		415,800	
	135		416,000	
	136		416,300	
	137		416,600	
	138		416,900	
	139		417,200	
	140		417,500	
	141		417,800	
	142		418,100	
	143		418,400	
	144		418,700	
	145		418,900	
	146		419,200	
	147		419,500	
	148		419,700	
	149		419,900	
	150		420,200	
	151		420,500	
	152		420,700	
	153		420,900	
	154		421,200	
	155		421,500	
	156		421,700	
	157		421,900	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		238,400	285,800	341,600

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

第2条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第19条の4第2項及び第3項並びに第19条の7第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第72号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第11条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500

条 例

41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300

条 例

85	265,900	305,600
86	266,200	305,800
87	266,500	306,100
88	266,800	306,400
89	267,100	306,700
90	267,400	307,000
91	267,700	307,300
92	268,000	307,600
93	268,300	307,800
94		308,000
95		308,300
96		308,700
97		308,900
98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

第 2 条 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第 11 条第 2 項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）別表第 1 の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、改正後の給与等条例第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市議会基本条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 3 号

綾部市議会基本条例

綾部市議会基本条例（平成 2 2 年綾部市条例第 1 1 号）の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則等（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 市民と議会との関係（第 8 条—第 1 0 条）

第 4 章 市長等と議会との関係（第 1 1 条—第 1 5 条）

第 5 章 議会の機能強化（第 1 6 条—第 2 4 条）

第 6 章 議員の定数及び報酬（第 2 5 条）

第 7 章 条例の確実な履行及び見直し（第 2 6 条・第 2 7 条）

附則

綾部市議会は、歴史と文化を大切にしながら綾部市市民憲章の実現と、全ての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民の負託に応える責務があります。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である長をそれぞれ住民が直接選挙するという二元代表制をとっており、綾部市議会と綾部市長とは、独立・対等の立場で、それぞれ異なる特質を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の意思を決定しなければなりません。

綾部市議会は、その責務を果たすため、これまでから市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、綾部市長その他の執行機関に対する監視及び評価機能の充実を図ってきました。これまで取り組んできた成果を基に、さらには、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた身近で信頼される議会としていくためには、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。

よって、ここに綾部市議会及び綾部市議会議員が果たすべき役割等を明確にし、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の発展に尽くすため、綾部市議会の最高規範として、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、綾部市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定め、二元代表制の下、議会及び綾部市議会議員（以下「議員」という。）がその担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員に対してこの条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則等

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- （1）市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- （2）市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- （3）開かれた議会を目指し、情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- （4）公正性及び透明性を確保するとともに、綾部市長（以下「市長」という。）その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）による事務の執行について監視し、及び評価すること。
- （5）継続的な議会活性化に努め、議会機能の向上を図ること。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- （1）市民の代表として、常に良心と責任感を持って品位の保持に努め、識見を養うこと。
- （2）議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- （3）議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互の自由な討議を尊重し、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- （4）市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるため、不断の研鑽^{きん}に努めること。

（議長の責務）

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

（会派）

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派（議会活動を同じくする2人以上の所属議員を有する団体をいう。以下この条において同じ。）を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(災害時の対応)

第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

- 2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

第3章 市民と議会との関係

(会議の公開等)

第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）等、全ての会議を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、情報技術の発達等を踏まえた多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。

(市民の参画)

第10条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を原則年1回以上設けるものとする。

- 2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。
- 3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

(質疑及び質問)

第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。

- 2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。

(反問権)

第13条 市長等は、本会議及び委員会における質疑又は質問に対し、その趣旨及び論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長長の許可を得て、反問することができる。

(議決事件の追加指定)

第14条 議会は、市政における重要な計画等で議会が必要と認めるものを、綾部市行政

に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年綾部市条例第28号）に定めるところにより、議会の議決すべき事件として追加指定できるものとする。

（説明等の要求）

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）の審議に当たり、政策等の論点を整理するとともに、審議を通じてその水準の向上を図るため、政策等に係る背景、経緯、市民参加の有無とその内容、他の自治体の類似する政策等との比較検討、財源措置、将来負担等に関する必要な説明及び資料の提出を求めることができる。

2 議会は、市長が予算案を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、施策別、事業別その他の分かりやすい説明資料を作成し、提出するように求めることができる。

第5章 議会の機能強化

（議員研修等の充実）

第16条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家等との議員研修会等を年1回以上開催するものとする。

（専門的知見の活用）

第17条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

（交流及び連携の推進）

第18条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

（議員間討議の推進）

第19条 議員は議会が議員による討議の場であることを認識し、議長や委員長は合意形成に向けて議論を尽くす等、議員相互の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。

（委員会の活動）

第20条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

3 委員会は、調査研究及び資料の公開等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、綾部市議会委員会条例（平成3年綾部市条例第20号）に定めるところによる。

（政務活動費の活用）

第21条 政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために充てるものとする。

2 会派（綾部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年綾部市条例第1号）第1条に規定する会派をいう。）の代表者は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、会計帳簿、領収書等を整理するとともに公開し、その説明責任を果たさなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費について必要な事項は、綾部市議会政務活動

費の交付に関する条例に定めるところによる。

(議会事務局の体制整備)

第 2 2 条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室の充実等)

第 2 3 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。

(予算の確保)

第 2 4 条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

第 6 章 議員の定数及び報酬

(議員の定数及び報酬)

第 2 5 条 議員の定数は綾部市議会議員定数条例(平成 1 4 年綾部市条例第 4 1 号)に、議員の報酬は綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 3 2 年綾部市条例第 1 3 号)に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正を議員が提案する場合は、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。

第 7 章 条例の確実な履行及び見直し

(条例の確実な履行)

第 2 6 条 議会は、この条例に基づき議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。

(条例の見直し)

第 2 7 条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

2 綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成 2 2 年綾部市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び綾部市議会基本条例(平成 2 2 年綾部市条例第 1 1 号)第 9 条」を削る。

綾部市火入れに関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 3 号

綾部市火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、綾部市火入れに関する条例（令和 7 年綾部市条例第 6 0 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(許可の申請)

第 3 条 条例第 2 条の規定による申請は、火入許可申請書（様式第 1 号）により、火入れを行おうとする期間の開始する日の 7 日前までに必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号。以下「法」という。）第 2 1 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入地において火入責任者を申請書に明示しなければならない。

(許可証の交付等)

第 4 条 市長は、火入れの許可をするときは、法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、条例及びこの規則の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、火入れ不許可通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(許可の対象期間)

第 5 条 火入れの許可の対象期間は、1 件につき 7 日以内とする。

(許可の対象面積)

第 6 条 1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、1. 0 ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を 1. 0 ヘクタール以下に区画し、その 1 区画に火入れを行い、完全に消化したことを確認してから次の 1 区画の火入れを行う場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入責任者)

第 7 条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

- 2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。
- 3 火入責任者は、条例第7条に定める防火の設備及び次条に定める火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

（火入従事者）

第8条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入従事者を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまで 10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合 超える面積0.5ヘクタールにつき10人を前号の人数に加えて得た人数以上

- 2 火入者は、消火器等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

（消防長への通知等）

第9条 市長は、火入れの許可を行った場合は、消防長にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入地に立ち入らせ、実地に調査をさせることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち合わせることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(裏)

火 入 れ 場 所 見 取 図

様式第 2 号（第 4 条関係）

火 入 許 可 証

第 年 月 日 号 日	
様	
綾部市長 印	
年 月 日付けで申請のありました火入れの許可につきましては、下記 のとおり許可しましたので、綾部市火入れに関する条例施行規則第 4 条の規定により交 付します。	
記	
火 入 場 所	
面 積	総面積 ヘクタール
目 的	
期 間	年 月 日から 日間
火 入 責 任 者	
指 示 事 項	
備 考	

様式第 3 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

火入れ不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました火入れの許可につきましては、下記のとおり不許可としましたので、綾部市火入れに関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

記

不許可の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市ハート交流センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第54号

綾部市ハート交流センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市ハート交流センターの管理及び運営規則（令和6年綾部市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（様式第1号）」を削る。

第6条中「（様式第2号）」を削る。

第7条中「（様式第3号）」及び「使用許可の申請と同時に」を削る。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 5 号

綾部市市民センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市市民センターの管理及び運営規則（平成 3 1 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 3 6 年綾部市条例第 3 1 号」を「平成 3 1 年綾部市条例第 3 号」に改める。

第 4 条中「（様式第 1 号）」を削る。

第 5 条第 1 項中「（様式第 2 号）」を削る。

第 9 条第 2 項中「（様式第 3 号）」及び「使用の許可の申請と同時に」を削る。

様式第 1 号から様式第 3 号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定、第 5 条第 1 項の改正規定、第 9 条第 2 項の改正規定及び様式第 1 号から様式第 3 号までの改正規定は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

規 則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 6 号

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

綾部市保健 福祉センタ ー	市内	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する 月の 3 か月前の月 から利用期日の 1 週間前まで
	市外	団体 個人	なし	なし	利用期日の属する 月の 3 か月前の月 から利用期日の 1 週間前まで

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 7 号

綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市保健福祉センターの管理及び運営規則（平成 1 3 年綾部市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（受付日時）

第 4 条 センターでの受付日時は、月曜日から金曜日まで（第 3 条第 2 項に規定する休館日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の受付日時を変更することができる。

第 1 1 条を第 1 3 条とし、第 7 条から第 1 0 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 6 条中「（様式第 3 号）」を削り、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、「（様式第 2 号）」を削り、同条を第 7 条とする。

第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（使用の予約）

第 5 条 綾部市公共施設予約システムの利用に関する規則（令和元年綾部市規則第 4 6 号）の規定によりセンターの利用者登録をしている者は、事前に同規則に基づく使用の予約を行うことができる。

（使用許可の申請等）

第 6 条 センターを使用しようとする者は、使用する日の属する月の 3 か月前から 1 週間前までに綾部市保健福祉センター使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認められたときは、当該期間によらないことができる。

2 前項の規定により申請を行った者は、センターを使用する日までに使用料を納付し、許可を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 8 号

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市地域交流センターの管理及び運営規則（令和 5 年綾部市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削る。

第 6 条中「（様式第 2 号）」を削る。

第 1 1 条第 1 項中「及び第 3 条第 2 項」を「、第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項、第 6 条及び第 9 条」に改め、「と、第 5 条第 1 項中「（様式第 1 号）を市長に」とあるのは「（指定管理者が定めるもの）を指定管理者に」と、第 6 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「（様式第 2 号）」とあるのは「（指定管理者が定めるもの）」と、第 9 条中「市長」とあるのは「指定管理者」」を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 9 号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出しを「（火災警報等）」に改め、同条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（3）第 3 項に掲げる場合であつて、強風注意報が発令されたとき。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

3 条例第 3 0 条の 8 第 1 項の規定による林野火災に関する注意報に関し、林野火災の予防上注意を要すると認める気象の状況は、前 3 日間の合計降水量が 1 ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発令された場合とする。ただし、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合で市長が特に認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 0 号

綾部市消防団規則の一部を改正する規則

綾部市消防団規則（昭和 5 4 年綾部市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 5 号中「9 8 人」を「9 3 人」に改め、同項第 6 号中「9 5 人」を「8 6 人」に改める。

第 2 2 条の見出し中「及び訓練」を「、訓練及び礼式」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 消防団員の礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和 4 0 年消防庁告示第 1 号）の定めるところによる。

第 2 3 条を次のように改める。

（服制）

第 2 3 条 消防団員の服制は、消防団員服制基準（昭和 2 5 年国家公安委員会告示第 1 号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 1 号

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則（令和 5 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 9 号及び様式第 1 5 号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 2 9 日から施行する。

綾部市告示第 180 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 都市計画の種類
自動車駐車場
- 2 都市計画を定める土地の区域
綾部市天神町
- 3 縦覧場所
綾部市役所建設部都市建築課

綾部市告示第181号

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱（令和元年綾部市告示第166号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月12日

綾部市長 山崎善也

第2条第2号に次のように加える。

カ 平成22年から令和2年までの人口減少率が10パーセント以上の市町村の地域第2条第5号ウに次のただし書を加える。

ただし、担い手確保が困難かつ必要性や緊急性が高い業種の事業所への就業を除く。

第2条第7号に次のように加える。

ウ 移住先において、週20時間以上テレワークにより勤務すること。

第2条に次の1号を加える。

(9) 関係人口移住 転入者が次の要件の全てを満たす転入をいう。

ア あやべ特別市民設置要綱（平成11年綾部市告示第19号）に規定する特別市民の登録実績を有する者であること又はふるさと納税（あやべ応援寄附金）の寄附実績を有する者であること。

イ 市内において主に農林水産業に就業する者であること。

第3条第1号を削り、同条第2号中「又はテレワーク移住」を「、テレワーク移住若しくは関係人口移住を」に、「又は、移住先」を「又は移住先起業をし、当該」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 申請者を含む世帯員のいずれかが、支援金の交付を受けていた場合には、当該交付に係る申請の日から10年を経過していること（当該支援金の全部に相当する額を返還している場合又は当該申請の時に未成年世帯員であった者が18歳に達し、かつ、当該申請の日から5年を経過している場合を除く。）。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付申請書（請求書）

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付を受けたいので、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

ふりがな		生年月日
氏名		年 月 日
住所	〒	
メールアドレス		電話番号

2 内容（該当する欄に○を付けてください。）

世帯員の数 （申請者を含む。）	人（うち 18 歳未満の世帯員数 人）
補助金の種類	就業 ・ テレワーク ・ 起業 ・ 関係人口
請求額	単身 600,000 円 / 世帯 円

3 各種確認事項（A. B. どちらか該当する方に○を付けてください。）

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第 3 条各号の該当の有無	A. 該当する B. 該当しない
申請日から 5 年以上継続して、綾部市に居住する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある B. 意思がない

(就業・一般の場合のみ記載) 就業先の事業者の代表者又は取締役などの 経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない又は3 親等以内の親族に該当するが、当該就 業が担い手確保が困難かつ必要性や緊 急性が高い業種の事業所への就業であ る B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 綾部市への移住の意思について	A. 自己の意思である B. 所属先事業者等からの命令である
(テレワークの場合のみ記載) 移住先における就業について	A. 週20時間以上の就業である B. 週20時間以上の就業でない
(関係人口の場合のみ記載) 特別市民登録実績又はふるさと納税寄附実 績の該当の有無	A. 該当する B. 該当しない
(関係人口の場合のみ記載) 市内における主な就業について	A. 農林水産業である B. 農林水産業でない

※上記8項目の各種確認事項のB.に○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京23区在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期 間	就 業 先	就 業 地

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載してください。ただし、東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、補助金の交付対象となりません。

6 (テレワークの場合のみ記載) 移住後の生活状況

勤 務 先 部 署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない その他 ()

申請者は申請書のほか、以下の書類を提出すること。

- ①写真付きの身分証明書の写し
- ②補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名により、確実に振込可能となるもの）
- ③移住元の住民票の除票の写し
- ④綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付申請に関する誓約事項（別紙1）
- ⑤（就業、テレワーク、関係人口の場合）別紙3で定める就業先企業等の就業証明書
- ⑥（東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職された方の場合）卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- ⑦（起業による申請の場合）京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業の交付決定書の写し
- ⑧（関係人口による申請の場合）あやべ特別市民制度の登録実績が確認できる書類又はふるさと納税「あやべ応援寄附金」の寄附実績が確認できる書類
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※また、必要に応じて、他の資料を求めることがあります。

7 振込口座

振込 口座	金融機関名	支 店 名	預金種別	普通・当座・その他（ ）
	銀行	本店	口座番号	
	金庫		ふりがな	
	農協	支店	口座名義	

※ゆうちょ銀行の場合は、必ず振込用の店名と口座番号を記入してください。

別紙 1

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

⑩

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 綾部市移住者就業・起業支援補助金に関する報告及び立入調査について、京都府及び綾部市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に未成年世帯員だった者が、18歳に達し、かつ、当該申請の日から5年を経過している場合を除く。
- 3 以下の場合には、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に綾部市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 申請日から3年以上5年以内に綾部市以外の市区町村に転出した場合：半額
(就業の場合のみ)
 - (5) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 4 移住支援金の支給を受けた後に綾部市が実施する確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

別紙 2

個人情報の取扱いについて

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付申請に際して得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年綾部市条例第1号）に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

別紙 3

年 月 日

綾部市長

様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名		
勤 務 者 住 所		
勤 務 先 所 在 地		
勤 務 先 電 話 番 号		
就 業 開 始 年 月 日		※就業の場合のみ 記入
応 募 受 付 年 月 日		
雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 週 20 時間以上の無期雇用	※就業、テレワークの場合のみ記入
勤務者の移住の意思	<input type="checkbox"/> 所属先事業者等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）による移住ではない	※テレワークの場合のみ記入
テレワーク移住者への資金提供	<input type="checkbox"/> 勤務者に対しデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業による資金提供をしていない	
勤務者と代表又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない又は3親等以内の親族に該当するが、当該就業が担い手確保が困難かつ必要性や緊急性が高い業種の事業所への就業である <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当する	※就業・一般の場合のみ記入

綾部市移住者就業・起業支援補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び綾部市の求めに応じて、京都府及び綾部市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 4 号中

「 就業 ・ テレワーク ・ 起業 」を
「 就業 ・ テレワーク ・ 起業 ・ 関係人口 」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 2 月 1 2 日から施行し、この告示による改正後の綾部市移住者
就業・起業支援補助金交付要綱の規定は、同年 7 月 8 日以降に転入した者について適用
し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

綾部市告示第182号

綾部市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成18年綾部市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月17日

綾部市長 山 崎 善 也

別表の1補装具費利用者負担緩和事業の項中「第43条の2第2項」を「第44条第2項」に改める。

附 則

この告示は、令和7年12月17日から施行する。

綾部市告示第183号

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱（令和4年綾部市告示第223号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

第2条第1号中「令和6年1月1日」を「令和8年1月1日」に、「障害者の日常及び社会生活を総合的に応援するための法律」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第3号中「令和5年4月1日から令和5年12月31日」を「令和7年4月1日から令和7年12月31日」に改める。

別表第1及び別表第2中「令和5年4月から令和6年3月」を「令和7年4月から令和7年12月」に、「2,180円」を「2,530円」に、「640円」を「980円」に、「6,400円」を「9,800円」に改める。

別表第3中「令和5年4月から令和6年3月」を「令和7年4月から令和7年12月」に、「33円」を「110円」に改める。

附 則

この告示は、令和7年12月22日から施行し、改正後の綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

綾部市告示第 1 8 4 号

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（助成限度額の特例）

- 2 令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間は、第 4 条第 2 号中「1, 0 0 0 円」とあるのは、「2, 0 0 0 円」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 8 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 1 2 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 5 号）
- 3 令和 7 年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 7 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 令和 7 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 6 令和 7 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 令和 7 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 8 令和 7 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 令和 7 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 令和 7 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 1 令和 7 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 2 令和 7 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 3 令和 7 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 4 令和 7 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 5 令和 7 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 6 令和 7 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第186号

綾部市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高対応子育て応援手当の支給について（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する、物価高対応子育て応援手当の支給事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、綾部市（以下「市」という。）によって贈与される手当をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 別記第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 出生児童支給対象者 別記第1の1の(2)に掲げる支給対象者をいう。
- (6) 離婚等支給対象者 別記第1の1の(3)に掲げる支給対象者をいう。
- (7) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(物価高対応子育て応援手当の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、物価高対応子育て応援手当を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の額は、対象児童1人につき2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申入れ等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給の申入れを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申入れを受けた際、物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（様式第1号）により物価高対応子育て応援手当の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和8年2月17日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

（1）児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

（2）指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（様式第2号）により届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

（3）窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 公務員支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る市の申請受付開始日は、第9条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から1か月以上3か月以内の市長が別に定める日とする。

（出生児童支給対象者に係る申請期限等）

第7条 出生児童支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内の市長が別に定める日とする。

（離婚等支給対象者に係る申請期限等）

第8条 離婚等支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内の市長が別に定める日とする。

（公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第9条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）は、物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（様式第3号。以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 電子申請方式 申請者が申請書を電子申請により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第10条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（公務員支給対象者等に対する支給の決定）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

（物価高対応子育て応援手当の支給等に関する周知）

第12条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条から第8条の申請期限までに第9条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座への振込みが口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等が

あり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月22日から施行する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

1 物価高対応子育て応援手当（以下「本手当」という。）は、以下の（1）、（2）又は（3）のいずれかに規定する児童手当の受給者等（以下「支給対象者」という。）に支給する。

（1）令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者

（2）令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

（3）（1）の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となったもの。ただし、（1）の受給者から本手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該受給者が、本手当に相当する額の金銭等を本手当の目的のために消費していた場合を除く。

2 1の規定にかかわらず、本手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して本手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>（受給者等死亡の場合） 基準日後、支給決定前までの間に1に規定する受給者等が死亡した場合（この2の規定により本手当を支給される者が、本手当の支給が決定前に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>（施設入所等児童であることが事後に判明した場合） 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを受給者等に本手当を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）</p>
<p>（家庭内暴力事案の場合） 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等</p>	<p>左欄に掲げる当該受給者等の配偶者</p>

の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して本手当を支給する市町村に到達した場合

第2 対象児童

対象児童（本手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次の（1）又は（2）に該当する者とする。

- （1）令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童の場合は10月分）の児童手当に係る児童
- （2）基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書

綾部市
受付印

綾部市長 様

- 1, 私は、「物価高対応子育て応援手当」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「物価高対応子育て応援手当」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

印

※署名又は記名押印

届出者連絡先 _____

()

本人確認書類添付箇所

確認書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、障害者手帳等
顔写真付きのもの（いずれか1つ）
上記以外は、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

様式第2号(第5条関係)

物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書

綾部市
受付印

令和7年9月分(又は10月分)の児童手当支給市区町村

綾部市長 様

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
Ⓧ	男・女	年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先
* 記名押印に代えて署名することができます。			住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

※下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

ア 公金受取口座への振込みを希望

個人番号	
------	--

イ 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を裏面に添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受取ができない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込ができない理由	
-------------	--

【誓約・同意事項】

- (1)物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2)物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この届出書は、市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5)市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年3月13日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6)物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳や
キャッシュカードの写し

（2. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

確認書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、障害者手帳等
顔写真付きのもの（いずれか1つ）

上記以外は、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

様式第3号(第9条関係)

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

綾部市
受付印

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

綾部市長 様

プルダウンから選択してください
自動計算します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
①		年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所 (令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき2万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

証明欄 附番

--

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

証明事務担当 担当課(室)・担当係 電話番号

(裏面も確認してください。)

綾部市告示第187号

綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱（令和5年綾部市告示第19号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

第1条中「コロナ禍での」を削る。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 令和7年4月から同年12月までの期間（以下「対象期間」という。）及び次のアからエまでに掲げる期間のいずれかに、エネルギーの使用実績があること。

ア 令和3年4月から同年12月までの期間

イ 令和4年4月から同年12月までの期間

ウ 令和5年4月から同年12月までの期間

エ 令和6年4月から同年12月までの期間

第3条第4号中「前年度期間又は前々年度期間」を「第2号アからエまでに掲げる期間のいずれか」に改める。

別表中「50万円」を「30万円」に、「18万円」を「10万円」に、「15万円」を「3万円」に改める。

様式第1号中「前年度中又は前々年度中及び今年度中」を「、令和7年4月から同年12月まで及び綾部市医療機関エネルギー価格高騰対策交付金交付要綱第3条第2号アからエまでに掲げる期間のいずれか」に改める。

附 則

この告示は、令和7年12月22日から施行する。

綾部市告示第188号

綾部市住民税非課税世帯等商品券配布事業実施要綱を次のように定める。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

綾部市住民税非課税世帯等商品券配布事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯の生活・暮らしの支援を図るために実施する、綾部市住民税非課税世帯等商品券配布事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の趣旨を達成するため、本市によって配布される住民税非課税世帯等商品券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 市内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。

(配布対象者)

第3条 商品券の配布の対象となる者（以下「配布対象者」という。）は、令和8年2月15日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和7年度分の市町村民税が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である世帯
- (2) 令和7年度分の市町村民税が均等割のみ課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和7年度分の市町村民税所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者である世帯

(配布額等)

第4条 配布対象者に配布する商品券の額は、1世帯当たり13,000円とする。

2 市長は、配布した商品券について、紛失、汚損、毀損その他いかなる事由が生じた場合であっても、商品券の再配布は行わないものとする。

(商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 商品券の使用期間は、令和8年4月1日から同年11月30日までの間とする。

3 商品券は、転売及び換金を行うことができないものとする。

4 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

5 商品券は、配布された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができるものとする。

6 商品券は、市長が別に定めるものについては、取引に使用できないものとする。

(配布申請)

第6条 事業による申請は、不要とする。ただし、令和7年1月1日時点の住所が現住所と異なる者(市内転居を除く。)は、綾部市住民税非課税世帯等商品券配布申請書(別記様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(配布の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかに内容を確認の上、配布を決定したときは、当該配布対象者に対し商品券を配布するものとする。

(事業の委託)

第8条 市長は、商品券の換金のほか、この事業を円滑に行う上で必要となる事務の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月22日から施行する。

別記様式(第6条関係)

綾部市住民税非課税世帯等商品券配布申請書
(申請を必要とする世帯の場合)

受付印

綾部市長 様

【誓約・同意事項】を全て確認し、チェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生年月日	現 住 所
	年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和8年2月15日時点の世帯の全ての構成員について記載

○同一の世帯に属する者全員が配布要件に該当し、「令和7年1月1日時点の住所が綾部市以外」の欄が「市外」に該当する方は、令和7年1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行する納税通知書又は住民税課税証明書を添付してください。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)

	(フリガナ)	申請者との続柄	生年月日	令和7年1月1日時点の住所が綾部市以外	綾部市以外の場合は令和7年1月1日時点の住所を記載	令和7年度住民税課税状況
	氏 名			市外 市内		非課税 課税(均等割のみ) 課税(所得割あり) 未申告
1	(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 市内		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得割あり) <input type="checkbox"/> 未申告
2			年 月 日	<input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 市内		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得割あり) <input type="checkbox"/> 未申告
3			年 月 日	<input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 市内		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得割あり) <input type="checkbox"/> 未申告
4			年 月 日	<input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 市内		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得割あり) <input type="checkbox"/> 未申告
5			年 月 日	<input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 市内		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得割あり) <input type="checkbox"/> 未申告

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する商品券の配布要件に該当します。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 商品券の配布要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うこと又は必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ 綾部市が配布決定をした後、申請書の不備により配布が完了せず、かつ、綾部市が申請者に連絡・確認できない場合に、商品券が再配布されないことに同意します。
- ⑥ 商品券の配布後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は商品券の配布要件に該当しないことが判明した場合には、商品券を返還します。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、配布を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

綾部市告示第189号

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱（令和4年綾部市告示第198号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

第1条中「及び障害福祉サービス」を「、障害福祉サービス」に改め、「介護サービス等」という。）の次に「又は保育」を加える。

第2条中「に掲げる要件をすべて満たす」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第1号中「令和4年11月1日」を「令和8年1月1日」に、「及び障害者の日常及び社会生活を総合的に応援するための法律」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「であること。」を「であって、次の全てを満たすもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 基準日において、事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除く。

イ 令和7年4月1日から同年12月31日まで（以下「対象期間」という。）の間に、事業所等を運営する法人として、介護サービス等を提供した実績があること。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 基準日時点において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の関係法令に規定される事務所等のうち、法人が燃料費を負担する通園バスを使用した利用者の送迎を含む保育の提供を実施している事業所等を運営する法人であって、次の全てを満たすもの

ア 基準日において、事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除く。

イ 令和3年4月1日から同年12月31日まで（以下「基準期間」という。）及び対象期間に、事業所等を運営する法人として、保育を提供した実績があること。

ウ 対象期間の保育の提供に使用する通園バスの燃料費について、基準期間の当該通園バスの燃料費と比較し、増額になっていること。

第2条第3号を削る。

第3条中「台数」の次に「又は保育の提供に使用する通園バスの燃料費」を加え、「その対象期間及び」を削り、同条ただし書を削る。

第6条中「綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付変更等承認申請書」を「綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金変更（中止）申請書」に改める。

別表対象期間の欄を削り、同表中「自動車1台」を「対象期間につき、自動車1台」に、「月額6,000円」を「7,000円」に改め、「（ただし、国、京都府等による同様の補助金等の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、当該補助金等の額を除

く。)」を削り、同表に次のように加える。

保育	保育所、幼保連携型認定こども園、認可外保育施設	対象期間の通園バスの燃料費から基準期間の通園バスの燃料費を控除した額
----	-------------------------	------------------------------------

別表中「自動車について」を「自動車又は通園バスについて」に改め、「介護サービス等」の次に「又は保育」を加え、

「

2 1台の自動車につき、区分を重複することはできない。 を

」

2 1台の自動車につき、区分を重複することはできない。 に

3 給付金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

」

改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（法人所在地）

（法人名）

（代表者名）

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付申請書

綾部市社会福祉施設等原油価格高騰対策応援給付金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

記

区 分	介 護 障 害 保 育
申 請 額	円

（添付書類）

- （1）事業所別申請額一覧
- （2）該当車両一覧
- （3）（保育のみ）令和 3 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで及び令和 7 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間における通園バスの燃料費の支払金額が確認できる領収書、明細書等
- （4）その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号中

「

介 護 障 害

を

」

「

介 護 障 害 保 育

に、

」

「

(3) その他市長が必要と認める書類

を

」

「

(3) (保育のみ) 令和 3 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで及び令和 7 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間における通園バスの燃料費の支払金額が確認
できる領収書、明細書等

に

(4) その他市長が必要と認める書類

」

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

綾部市告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者について、法第79条第1項の規定により指定したので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月23日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 株式会社ミストラルサービス
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 ミストラル居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 綾部市栗町土居ノ内31
- 5 事業所番号 2671800403
- 6 指定年月日 令和8年1月1日
- 7 指定満了日 令和13年12月31日

綾部市告示第192号

綾部市農業委員会委員候補者の推薦の求め及び募集に関する規程（平成28年綾部市告示第170号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月23日

綾部市長 山 崎 善 也

第3条第2項中「農林担当課長及び主幹並びに」を「農政担当課長、林政担当課長及び」に改め、同条第7項中「農林担当課」を「農政担当課」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「京力農場プランに位置付けられた中核的担い手」を「地域計画における目標地図に位置付けられた者」に、「指導農業士、農業士、女性農業士又は青年農業士」を「指導農業士又は青年農業士」に改める。

附 則

この告示は、令和7年12月23日から施行する。

綾部市告示第193号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、令和7年9月末における公営企業会計の業務の状況について、別紙のとおり公表する。

令和7年12月24日

綾部市長 山 崎 善 也

令和7年度

綾部市上水道事業会計上期業務報告書

(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、給水戸数は15,406戸で、前年同期に比べ24戸増加しました。総給水量は1,724,900立方メートルで、前年同期に比べ24,474立方メートル、1.4パーセント増加しました。令和7年度の総給水予定量3,507,000立方メートルに対する執行率は、49.2パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額521,427千円（予算額1,078,501千円）で執行率48.3パーセント、支出では、執行額509,783千円（予算額1,149,272千円）で執行率44.4パーセント、収支差額は、11,644千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額191,283千円（予算額280,268千円）で執行率68.3パーセント、支出では、執行額325,605千円（予算額929,266千円）で執行率35.0パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、336,106千円（予算額489,193千円）、発注率は68.7パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区 分	前年度決算	予定量	R7.9.30現在	比較 (%)	備 考
給水戸数 (戸)	15,337	15,445	15,406	99.7	
総給水量 (立方メートル)	3,437,692	3,507,000	1,724,900	49.2	
1日平均給水量 (立方メートル)	9,418	9,608	9,426	98.1	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科 目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収入					
事業収益	1,066,072	1,078,501	521,427	48.3	
営業収益	839,270	851,459	414,807	48.7	
給水収益	802,844	823,220	400,887	48.7	水道使用料
手数料収益	2,485	2,694	1,144	42.5	設計審査竣工検査手数料など
他会計負担金	33,936	25,545	12,773	50.0	
その他営業収益	5	0	3	皆増	水売却代金
営業外収益	226,802	227,042	106,620	47.0	
受託工事収益	2,189	16,000	0	0.0	
受取利息	505	452	259	57.3	定期預金利息など
他会計補助金	98,260	86,688	43,344	50.0	一般会計補助金(統合簡水利子)
補助金	380	0	0	-	
長期前受金戻入	123,107	122,846	61,423	50.0	
雑収益	2,361	1,056	1,594	150.9	
支出					
事業費用	1,036,609	1,149,272	509,783	44.4	
営業費用	954,520	1,047,032	469,149	44.8	
浄水費	201,850	278,249	106,598	38.3	
給配水費	164,640	155,037	73,648	47.5	
業務費	32,022	43,317	14,206	32.8	
総係費	71,714	75,092	32,937	43.9	
減価償却費	480,521	487,337	240,260	49.3	
資産減耗費	3,773	8,000	1,500	18.8	固定資産除却費
営業外費用	82,089	99,540	40,634	40.8	
受託工事費	2,189	16,000	0	0.0	
支払利息及び企業債取扱諸費	51,491	45,029	23,267	51.7	企業債利子償還金
消費税及び地方消費税	26,823	32,811	16,406	50.0	
雑支出	1,586	5,700	961	16.9	
予備費	0	2,700	0	0.0	
収支差額	29,463	△ 70,771	11,644		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科 目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収入					
資本的収入	176,459	280,268	191,283	68.3	
加入金	22,552	21,820	7,781	35.7	
出資金	107,070	107,028	53,514	50.0	一般会計出資金(統合簡水元金)
他会計負担金	46,837	147,301	129,988	88.2	
国庫補助金(繰越)	0	4,119	0	0.0	
支出					
資本的支出	681,394	929,266	325,605	35.0	
建設改良費	314,040	571,991	147,721	25.8	
浄水施設改良費	16,170	0	0	-	
浄水施設改良費(繰越)	34,166	16,478	0	0.0	
配水施設改良費	191,013	376,959	15,827	4.2	
配水施設改良費(繰越)	66,771	171,570	130,198	75.9	
固定資産購入費	5,920	6,984	1,696	24.3	
企業債償還金	367,354	357,275	177,884	49.8	企業債元金償還金
収支差額	△ 504,935	△ 648,998	△ 134,322		損益勘定留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和6年度	令和7年度	比 較	伸率(%)	備 考
給水戸数(戸)	15,382	15,406	24	0.2	
総給水量(立方メートル)	1,700,426	1,724,900	24,474	1.4	
1日平均給水量(立方メートル)	9,292	9,426	134	1.4	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和6年度	令和7年度	比 較	伸率(%)	備 考	
(4月～9月)	水道使用料	399,088	400,887	1,799	0.5	
	手数料収益	1,448	1,144	△ 304	△ 21.0	設計審査竣工検査手数料など
	他会計負担金	12,476	12,773	297	2.4	
	その他営業収益	3	3	0	0.0	水売却代金
	合 計	413,015	414,807	1,792	0.4	

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和6年度	令和7年度	比 較	伸率(%)	備 考	
(4月～9月)	浄水費	98,036	106,598	8,562	8.7	
	給配水費	61,608	73,648	12,040	19.5	
	業務費	11,588	14,206	2,618	22.6	
	総係費	33,008	32,937	△ 71	△ 0.2	
	減価償却費	240,260	240,260	0	0.0	
	資産減耗費	4,409	1,500	△ 2,909	△ 66.0	固定資産除却費
	合 計	448,909	469,149	20,240	4.5	

(4) 建設改良費の状況 (R7.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比 較	発注率(%)	備 考
配水施設改良費	317,743	206,009	△ 111,734	64.8	配水管布設替など
配水施設改良費(繰越)	171,450	130,097	△ 41,353	75.9	配水管布設替
合 計	489,193	336,106	△ 153,087	68.7	

※工事請負費のみ

令和7年度

綾部市下水道事業会計上期業務報告書

(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、水洗化戸数は11,705戸で、前年同期に比べ126戸増加しました。総排水量は1,213,296立方メートルで、前年同期に比べ616立方メートル、0.1パーセント減少しました。令和7年度の総排水予定量2,440,000立方メートルに対する執行率は、49.7パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額1,141,753千円（予算額1,799,210千円）で執行率63.5パーセント、支出では、執行額771,173千円（予算額1,909,923千円）で執行率40.4パーセント、収支差額は、370,580千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額188,000千円（予算額1,844,108千円）で執行率10.2パーセント、支出では、執行額783,459千円（予算額2,147,785千円）で執行率36.5パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、311,778千円（予算額521,897千円）、発注率は59.7パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	R7.9.30現在	比較 (%)	備考
水洗化戸数 (戸)	11,805	11,677	11,705	100.2	
年間総排水量 (立方メートル)	2,437,574	2,440,000	1,213,296	49.7	
1日平均排水量 (立方メートル)	6,678	6,685	6,630	99.2	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入					
事業収益	1,748,498	1,799,210	1,141,753	63.5	
営業収益	557,993	555,792	277,634	50.0	
使用料収入	533,361	536,153	267,065	49.8	下水道使用料
他会計負担金	22,541	18,276	10,000	54.7	
その他営業収益	2,091	1,363	569	41.7	確認申請審査手数料など
営業外収益	1,190,505	1,243,418	864,119	69.5	
受取利息及び配当金	0	3	0	0.0	定期預金利息
他会計補助金	663,406	666,333	610,000	91.5	一般会計補助金
補助金	8,997	52,765	0	0.0	
補助金 (繰越)	0	32,372	0	0.0	
加入金及び負担金	4,329	0	7,942	皆増	
消費税及び地方消費税還付金	17,821	1	0	0.0	
長期前受金戻入	495,216	491,887	245,944	50.0	
雑収益	736	57	233	408.8	
支出					
事業費用	1,788,407	1,909,923	771,173	40.4	
営業費用	1,627,900	1,746,347	692,349	39.6	
管渠費	57,616	59,560	19,869	33.4	
処理場費	380,649	438,472	143,486	32.7	
処理場費 (繰越)	0	36,835	0	0.0	
浄化槽費	228,142	240,813	63,151	26.2	
雨水事業費	7,685	13,701	2,245	16.4	
総係費	72,605	93,158	31,694	34.0	
減価償却費	881,203	863,808	431,904	50.0	
営業外費用	160,507	160,576	78,824	49.1	
支払利息及び企業債取扱諸費	159,172	159,232	77,723	48.8	
雑支出	1,335	1,344	1,101	81.9	
予備費	0	3,000	0	0.0	
収支差額	△ 39,909	△ 110,713	370,580		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
収入					
資本的収入	1,215,453	1,844,108	188,000	10.2	
企業債	619,500	987,700	0	0.0	
企業債 (繰越)	239,700	318,300	4,800	1.5	執行額4,800千円は前年度財源を本年度に措置したもの
他会計出資金	73,386	139,090	100,000	71.9	
他会計補助金	72,915	108,483	80,000	73.7	
補償金	887	0	0	—	
国庫補助金	33,926	157,901	0	0.0	
国庫補助金 (繰越)	112,589	104,445	0	0.0	
分担金及び負担金	27,201	23,491	3,200	13.6	
基金繰入金	35,349	4,698	0	0.0	
支出					
資本的支出	1,546,783	2,147,785	783,459	36.5	
建設改良費	518,177	1,173,521	305,000	26.0	
下水道施設整備費	146,390	712,770	23,323	3.3	
下水道施設整備費 (繰越)	356,799	445,200	278,661	62.6	
雨水処理費 (繰越)	14,988	15,551	3,016	19.4	
企業債償還金	1,020,129	971,426	478,459	49.3	企業債元金償還金
基金積立金	8,477	2,838	0	0.0	
収支差額	△ 331,330	△ 303,677	△ 595,459		
		実質収支差額	△ 600,259		損益勘定留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和6年度	令和7年度	比較	伸率(%)	備考
水洗化戸数(戸)	11,579	11,705	126	1.1	
年間総排水量(立方メートル)	1,213,912	1,213,296	△ 616	△ 0.1	
1日平均排水量(立方メートル)	6,633	6,630	△ 3	△ 0.0	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和6年度	令和7年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	使用料収入	265,378	267,065	1,687	0.6
	他会計負担金	10,000	10,000	0	0.0
	その他営業収益	918	569	△ 349	△ 38.0
	合計	276,296	277,634	1,338	0.5

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和6年度	令和7年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	管渠費	19,294	19,869	575	3.0
	処理場費	146,411	143,486	△ 2,925	△ 2.0
	浄化槽費	60,317	63,151	2,834	4.7
	雨水事業費	2,413	2,245	△ 168	△ 7.0
	総係費	30,879	31,694	815	2.6
	減価償却費	440,665	431,904	△ 8,761	△ 2.0
	合計	699,979	692,349	△ 7,630	△ 1.1

(4) 建設改良費の状況 (R7.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
下水道施設整備費	347,061	160,541	△ 186,520	46.3	
下水道施設整備費(繰越)	171,396	148,221	△ 23,175	86.5	
雨水処理費(繰越)	3,440	3,016	△ 424	87.7	
合計	521,897	311,778	△ 210,119	59.7	

※工事請負費のみ

令和7年度

綾部市病院事業会計上期業務報告書

(令和7年4月1日から令和7年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 患者数について、入院患者数は25,592人で、前年同期に比べ3,934人、13.3パーセント減少しました。一日平均患者数は139.8人で、前年同期に比べ21.5人、13.3パーセント減少しました。外来患者数は66,620人で、前年同期に比べ2,020人、2.9パーセント減少しました。一日平均患者数は541.6人で、前年同期に比べ16.4人、2.9パーセント減少しました。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額3,225,280千円（予算額6,874,968千円）で執行率46.9パーセント、支出では、執行額3,104,216千円（予算額7,079,858千円）で執行率43.8パーセント、収支差額は、121,064千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額123,536千円（予算額554,913千円）で執行率22.3パーセント、支出では、執行額155,978千円（予算額731,731千円）で執行率21.3パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、206,051千円（予算額465,759千円）、発注率は44.2パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

(単位：人)

区 分		前年度	予定量	R 7. 9. 3 0現在	比較(%)	備 考
年 間 患 者 数	入院	57,415	59,130	25,592	43.3	
	外来	135,761	137,200	66,620	48.6	
一 日 平 均 患 者 数	入院	157.3	162.0	139.8	86.3	
	外来	561.0	560.0	541.6	96.7	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科 目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収 入	病院事業収益	6,372,220	6,874,968	3,225,280	46.9	
	医業収益	6,022,081	6,382,100	2,982,796	46.7	
	入院収益	2,995,478	3,157,542	1,400,149	44.3	
	外来収益	2,769,026	2,908,640	1,432,832	49.3	
	その他医業収益	257,577	315,918	149,815	47.4	室料差額、医療相談、文書料など
	うち一般会計負担金	65,540	141,254	70,627	50.0	一般会計負担金（救急医療確保）
	医業外収益	301,814	438,902	221,287	50.4	
	受取利息及び配当金	596	596	298	50.0	有価証券利息
	補助金	14,247	12,055	6,027	50.0	医療機関処遇改善等推進事業補助金など
	他会計負担金	209,902	350,605	175,302	50.0	一般会計負担金（企業債利息など）
	長期前受金戻入	63,486	63,485	31,742	50.0	
	その他医業外収益	13,583	12,161	7,918	65.1	宿舍貸与料など
	訪問看護事業収益	48,325	52,966	21,197	40.0	
	訪問看護事業収益	40,730	41,445	18,345	44.3	
	居宅介護支援事業収益	7,595	11,521	2,852	24.8	
	特別利益	0	1,000	0	0.0	
過年度損益修正益	0	1,000	0	0.0		
支 出	病院事業費用	6,709,570	7,079,858	3,104,216	43.8	
	医業費用	6,566,195	6,935,079	3,034,097	43.7	
	給与費	18,304	21,227	8,331	39.2	職員給料、手当、法定福利費など
	経費	6,126,321	6,499,252	2,811,118	43.3	
	うち交付金	6,079,517	6,452,863	2,803,000	43.4	公社管理運営、病院診療
	減価償却費	412,642	414,500	208,509	50.3	建物、器械備品など
	資産減耗費	8,928	100	6,139	6,139.0	固定資産除却
	医業外費用	57,945	75,189	31,166	41.5	
	支払利息及び企業債取扱諸費	22,827	26,138	10,845	41.5	企業債利息償還金
	雑支出	5	0	0	-	
	長期前払消費税償却	30,305	31,390	15,695	50.0	
	消費税及び地方消費税	4,808	17,661	4,626	26.2	
	訪問看護事業費用	61,149	67,590	27,000	39.9	
	訪問看護事業等交付金	61,149	67,590	27,000	39.9	公社管理運営、病院診療（訪問看護事業分）
	特別損失	24,281	1,000	11,953	1,195.3	
	固定資産売却損	133	0	0	-	
過年度損益修正損	12,928	1,000	9,643	964.3	過年度収益の減	
その他特別損失	11,220	0	2,310	皆増	公社貸付資金免除（奨学金）	
予備費	0	1,000	0	0.0		
収支差額	△ 337,350	△ 204,890	121,064			

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科 目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収 入	資本的収入	175,526	554,913	123,536	22.3	
	企業債	71,700	410,400	51,600	12.6	病院事業債、過疎債
	出資金	61,470	143,873	71,936	50.0	一般会計出資金（企業債元金）
	投資償還収入	600	640	0	0.0	
	府補助金	29,586	0	0	-	
	固定資産売却代金	12,170	0	0	-	
支 出	資本的支出	471,935	731,731	155,978	21.3	
	建設改良費	209,563	465,759	29,908	6.4	
	病院建設整備費	209,563	465,759	29,908	6.4	医療機器整備事業
	企業債償還金	257,092	250,528	124,970	49.9	企業債元金償還金
投資	5,280	15,444	1,100	7.1	公社貸付資金（奨学金）	
収支差額	△ 296,409	△ 176,818	△ 32,442		損益勘定留保資金等で補てん	

3 経営状況

(1) 業務量

区 分		令和6年度	令和7年度	比較	伸率(%)	備考
入院	4～9月(人)	29,526	25,592	△ 3,934	△ 13.3	
	診療日数(日)	183	183	0	0.0	
	1日当たり(人)	161.3	139.8	△ 21.5	△ 13.3	
外来	4～9月(人)	68,640	66,620	△ 2,020	△ 2.9	
	診療日数(日)	123	123	0	0.0	
	1日当たり(人)	558.0	541.6	△ 16.4	△ 2.9	

(2) 医業収益

(税込)

区 分		令和6年度	令和7年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	入院収益(千円)	1,540,370	1,400,149	△ 140,221	△ 9.1	
	診療単価(円)	52,170	54,710	2,540	4.9	
	外来収益(千円)	1,384,893	1,432,832	47,939	3.5	
	診療単価(円)	20,176	21,507	1,331	6.6	
	その他医業収益(千円)	120,742	149,815	29,073	24.1	
	合 計	3,046,005	2,982,796	△ 63,209	△ 2.1	

(3) 医業費用

(単位：千円、税込)

区 分		令和6年度	令和7年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	給与費	7,561	8,331	770	10.2	
	経費	2,925,118	2,811,118	△ 114,000	△ 3.9	
	減価償却費	213,788	208,509	△ 5,279	△ 2.5	
	資産減耗費	3,771	6,139	2,368	62.8	
	合 計	3,150,238	3,034,097	△ 116,141	△ 3.7	

(4) 建設改良費の状況 (R7.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
病院建設整備費	465,759	206,051	△ 259,708	44.2	医療機器整備事業、 真空式温水ヒータ更新工事、屋上 防水工事
合 計	465,759	206,051	△ 259,708	44.2	

綾部市告示第1号

森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号）第100条の2第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体として次のとおり認可されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第10項の規定により告示する。

令和8年1月1日

綾部市長 山崎 善也

1 名 称

釜輪町自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡（回覧板等）及び親睦
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防犯・防災並びに生活環境の向上
- (5) 保有資産維持管理
- (6) 保有する森林の維持・管理
- (7) その他、この会の目的を達成するために必要なこと

3 区 域

本会の区域は、綾部市釜輪町の全区域とする。

4 主たる事務所

京都府綾部市釜輪町乙味井根の上8番の1に置く。

5 代表者

綾部市釜輪町蘭頭28番地
白波瀬 孝行

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和7年12月24日

綾部市訓令甲第10号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和36年綾部市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

現業職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300
	3	198,100	244,700	278,300	312,700
	4	199,200	246,100	279,300	314,100
	5	200,300	247,500	280,300	315,500
	6	202,000	248,900	281,300	316,600
	7	203,600	250,300	282,200	317,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800
	9	206,700	253,100	284,200	320,000
	10	208,400	254,300	285,200	321,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200
	12	211,600	256,900	287,200	324,800
	13	213,100	258,100	288,200	326,200
	14	214,800	259,300	289,500	327,800
	15	216,500	260,500	290,800	329,400
	16	218,200	261,700	292,000	331,000
	17	219,400	262,800	293,200	332,400
	18	221,000	263,900	294,500	334,100
	19	222,600	265,000	295,700	335,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700
	22	227,200	268,000	299,100	340,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100
	24	230,400	270,000	301,600	343,700
	25	232,000	271,000	302,900	344,900
	26	233,700	271,900	303,900	346,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500
	28	236,300	273,600	305,900	350,100
	29	237,600	274,400	307,000	351,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200
	31	239,800	276,000	309,300	354,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400
	33	242,000	277,400	311,600	358,100
	34	242,900	278,200	312,900	359,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700
	36	244,800	279,600	315,500	363,500
	37	245,800	280,300	316,700	365,000
	38	246,700	281,100	318,000	366,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800
	40	248,400	282,500	320,600	369,200

	41	249,200	283,200	321,900	370,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500
	43	250,500	284,600	324,400	372,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400
	45	251,800	286,000	326,400	374,300
	46	252,400	286,600	327,700	375,400
	47	253,000	287,300	329,000	376,300
	48	253,600	287,900	330,300	377,300
	49	254,100	288,600	331,400	378,200
	50	254,700	289,200	332,700	378,900
	51	255,300	289,900	333,900	379,600
	52	255,800	290,600	335,100	380,200
	53	256,200	291,100	336,400	380,600
	54	256,600	291,700	337,400	381,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800
	56	257,200	293,000	339,600	382,500
	57	257,500	293,600	340,300	382,800
	58	257,800	294,200	341,200	383,500
	59	258,100	294,800	341,900	384,200
定年	60	258,400	295,500	342,700	384,800
前再	61	258,700	296,100	343,500	385,100
任用	62	259,000	296,700	343,900	385,600
短時	63	259,300	297,200	344,400	386,200
間勤	64	259,600	297,700	345,100	386,800
務職	65	259,900	298,200	345,900	387,100
員以	66	260,200	298,800	346,600	387,700
外の	67	260,500	299,300	347,300	388,400
職員	68	260,800	299,900	347,900	389,000
	69	261,100	300,300	348,400	389,400
	70	261,400	300,800	349,000	389,900
	71	261,700	301,300	349,500	390,500
	72	262,000	301,900	350,100	391,000
	73	262,300	302,400	350,400	391,500
	74	262,600	302,800	350,900	392,100
	75	262,900	303,100	351,200	392,500
	76	263,200	303,400	351,600	392,800
	77	263,500	303,600	352,000	393,200
	78	263,800	303,900	352,500	393,700
	79	264,100	304,100	353,000	394,100
	80	264,400	304,400	353,500	394,500
	81	264,700	304,600	353,800	394,900
	82	265,000	304,800	354,200	395,400
	83	265,300	305,100	354,600	395,800
	84	265,600	305,300	355,000	396,200

訓令甲

85	265,900	305,600	355,300	396,500
86	266,200	305,800	355,700	396,800
87	266,500	306,100	356,100	397,100
88	266,800	306,400	356,500	397,400
89	267,100	306,700	356,700	397,700
90	267,400	307,000	357,100	398,000
91	267,700	307,300	357,500	398,300
92	268,000	307,600	357,900	398,600
93	268,300	307,800	358,100	398,900
94		308,000	358,400	
95		308,300	358,800	
96		308,700	359,100	
97		308,900	359,400	
98		309,200	359,800	
99		309,500	360,200	
100		309,900	360,600	
101		310,100	361,100	
102		310,400	361,500	
103		310,700	361,900	
104		311,000	362,300	
105		311,200	362,800	
106		311,500	363,200	
107		311,800	363,500	
108		312,100	363,800	
109		312,300	364,200	
110		312,600		
111		313,000		
112		313,300		
113		313,500		
114		313,700		
115		314,000		
116		314,400		
117		314,600		
118		314,800		
119		315,100		
120		315,400		
121		315,700		
122		315,900		
123		316,200		
124		316,500		
125		316,800		
定年 前再 任用 短時	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円

訓令甲

間勤 務職 員	200,300	227,800	269,500	290,100
---------------	---------	---------	---------	---------

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和7年12月22日から施行し、改正後の綾部市現業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の綾部市現業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、綾部市一般職職員の例による。

綾部市訓令甲第 1 1 号

序 中 一 般

綾部市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の
一部を改正する訓令

綾部市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成 1 4 年綾部市訓令甲第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「、個人番号カード及び住民基本台帳カード」を「及び個人番号カード」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 1 2 月 2 9 日から施行する。

綾部市公告第162号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第4号に基づく指定業者を次により公表
します。

令和7年12月 3日

綾部市長 山 崎 善 也

1 異動により指定内容の一部を変更する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	変更日
フクイ設備 有限会社	福井 康子	綾部市味方町竜仏4番地の16	令和7年11月7日

綾部市下水道排水設備指定業者新規指定申請等

異動届の内容

	指定 番号	事業所名	代表者氏名	所在地
変更後	79	フクイ設備 有限会社	福井 康子	綾部市味方町竜仏4番地の16
変更前	79	フクイ設備 有限会社	福井 次男	綾部市味方町竜仏4番地の16

綾部市公告第163号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和7年12月5日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第164号

下水道整備事業、マンホールポンプユニット設置（7-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年12月8日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第507 98号 |
| (2) 工 事 名 | マンホールポンプユニット設置（7-1）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市本町五丁目（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 宅内ユニット設置 N=1箇所
機械・電気設備設置 N=1箇所
管渠工 VP50 L=7m |
| (5) 予定工期 | 令和8年1月14日から
令和8年3月24日まで（70日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年12月8日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年12月11日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年12月12日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月11日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年12月18日(木) から

令和7年12月19日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年12月23日(火) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までに

ファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和8年1月5日（月）午前9時から午後6時まで
令和8年1月6日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出1月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efttis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年1月7日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「下水道等 下水道等工事（機械設備工事）（No. 10）＋下水道等 下水道等工事（電気設備工事）（No. 10）＋一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

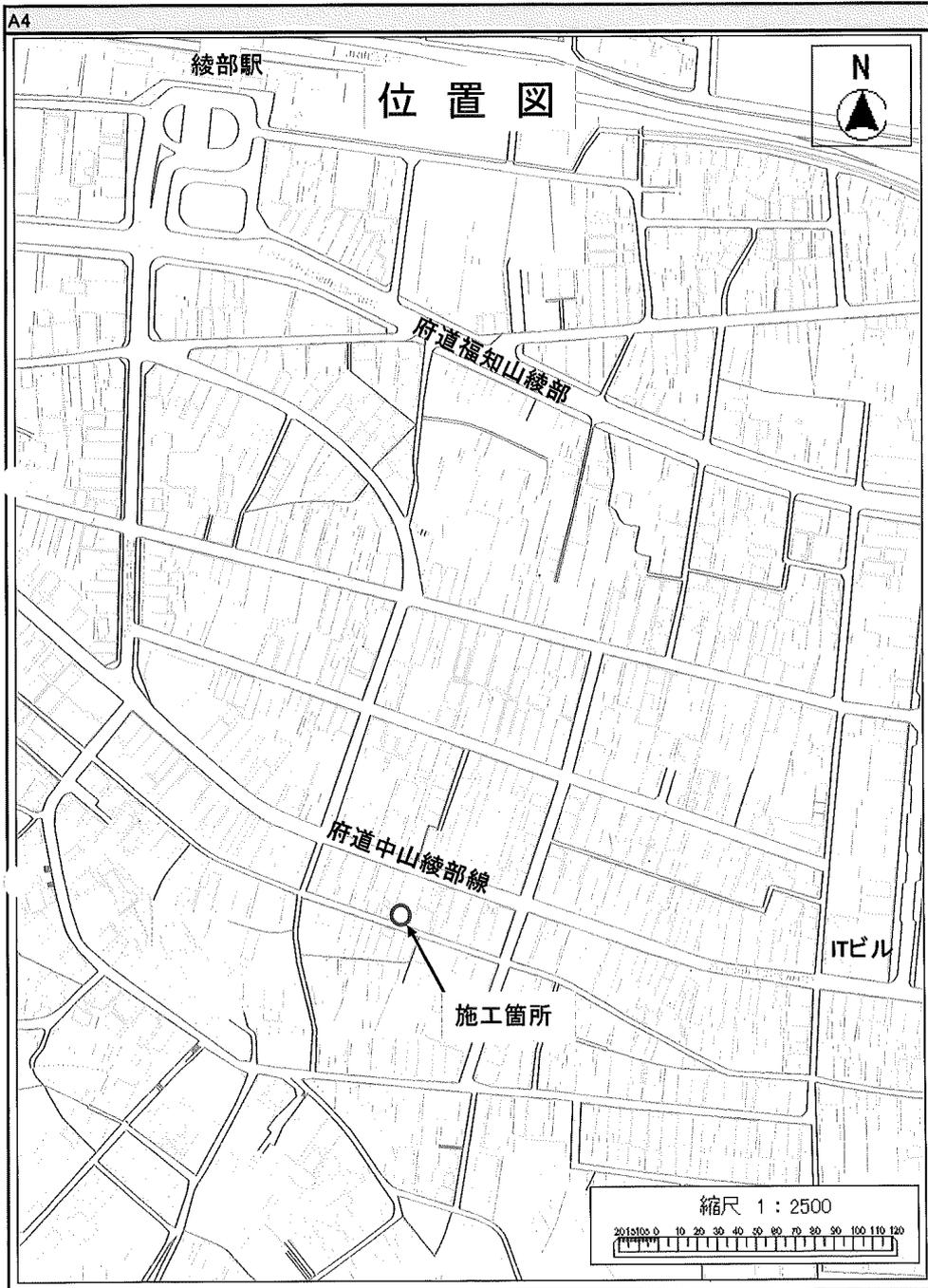
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第165号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和7年12月11日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第166号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和7年12月11日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第167号

綾部市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年綾部市条例第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和7年12月19日

綾部市長 山崎善也

公の施設の名称	指定管理者の名称
綾部市地域情報センター	株式会社エフエムあやべ
綾部市田野コミュニティセンター	田野町自治会
綾部市高津コミュニティセンター	高津町自治会
綾部市高津グラウンド	
綾部市福祉ホール	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会
綾部市かんばやし交流館	口上林地区自治会連合会
綾部市清山荘	特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア
綾部市ふれあいの家	株式会社ミストラルサービス
I・Tビル	綾部商工会議所
綾部工業団地・交流プラザ	一般社団法人綾部工業団地振興センター
綾部工業団地・ヘリストップ	
綾部市地域交流センター	有限会社ふしみや
綾部市以久田野多目的広場	豊里地区自治会連合会
綾部市山家運動公園	山家地区自治会連合会
綾部市林業センター	綾部市森林組合
綾部市桜が丘一丁目コミュニティセンター	桜が丘一丁目自治会
綾部市桜が丘二丁目コミュニティセンター	桜が丘二丁目自治会
綾部市水源の里・老富会館	老富会館管理運営委員会
里山交流研修センター	特定非営利活動法人里山ねっと・あやべ
あやべ観光案内所	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社綾部地域本部
あやべ温泉	株式会社緑土
葉草の森	
綾部市二王公園	
二王広場	
綾部市都市交流拠点施設	綾部商工会議所
綾部市中央公民館	公益財団法人京都府中丹文化事業団

公 告

綾部市ふれあいセンター	中筋地区自治会連合会	
綾部市中筋公民館		
綾部市農業振興センター	吉美地区自治会連合会	
綾部市吉美公民館		
綾部市農村婦人の家	西八田地区自治会連合会	
綾部市西八田公民館		
綾部市東八田公民館	東八田地区自治会連合会	
綾部市基幹集落センター	山家地区自治会連合会	
綾部市山家公民館		
綾部市健康ファミリーセンター	口上林地区自治会連合会	
綾部市口上林公民館		
綾部市豊里コミュニティセンター	豊里地区自治会連合会	
綾部市豊里公民館		
綾部市物部営農指導センター	物部地区自治会連合会	
綾部市物部公民館		
綾部市志賀郷公民館	志賀郷地区自治会連合会	
綾部市観光センター	中上林地域振興協議会	
綾部市中上林公民館		
綾部市林業者等健康管理センター	奥上林地域振興協議会	
綾部市奥上林公民館		
綾部市総合運動公園	一般財団法人綾部市スポーツ協会	
綾部市研修センター		
綾部市第1市民グラウンド		
綾部市第2市民グラウンド		
綾部市淵垣グラウンド		
綾部市田野グラウンド		
綾部市西部グラウンド		
綾部市うずい野農村広場		
綾部市東部グラウンド		
綾部市丸山スポーツ公園		
高倉公園		
綾部市市民プール		株式会社水夢
綾部市立病院		公益財団法人綾部市医療公社

備考 指定期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間。綾部市立病院は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間。

綾部市公告第168号

橋りょう長寿命化対策事業の市道有岡友広線（友広一号橋）橋梁補修工事（その1）と市道有岡友広線（友広一号橋）橋梁補修工事（その2）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事番号 | 第507 100号 |
| (2) 工事名 | 市道有岡友広線（友広一号橋）橋梁補修工事（その1）
市道有岡友広線（友広一号橋）橋梁補修工事（その2） |
| (3) 工事場所 | 綾部市有岡町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （その1）
L = 13.1 m W = 3.8 m
橋梁補修工 1橋
（その2）
L = 13.1 m W = 3.8 m
橋梁補修工 1橋 |
| (5) 予定工期 | 令和8年1月27日から
令和8年3月31日まで（64日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年12月22日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年12月25日（木）午前9時から午後6時まで

令和7年12月26日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年1月8日（木）から

令和8年1月9日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提

出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年1月14日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和8年1月19日（月）午前9時から午後6時まで

令和8年1月20日（火）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は1月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年1月21日（水）午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとしま

す。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、市道有岡友広線（友広一号橋）橋梁補修工事（その1）と市道有岡友広線（友広一号橋）橋梁補修工事（その2）を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

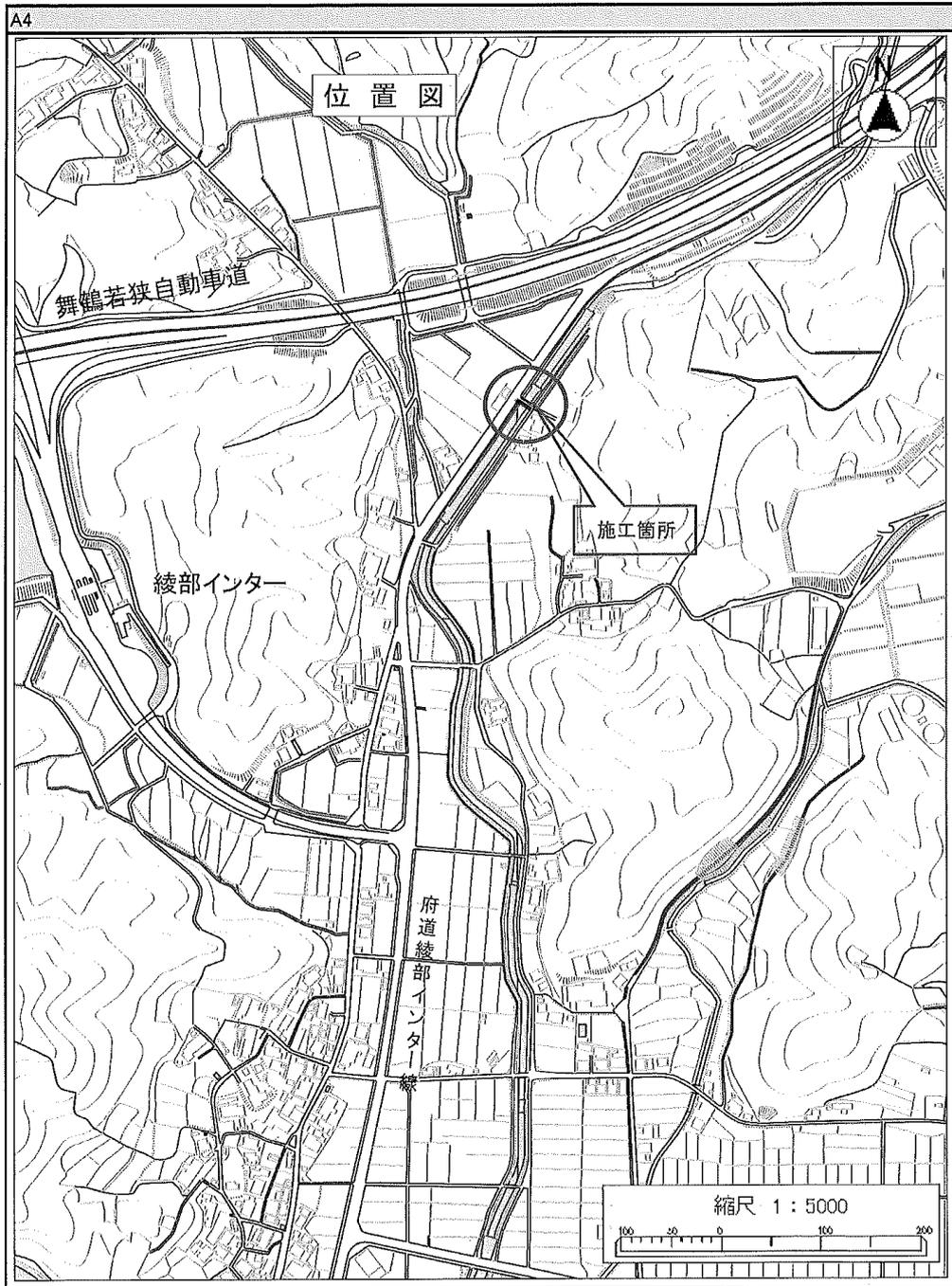
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第169号

普通河川整備事業の坊口川河川整備工事（その1）と坊口川河川整備工事（その2）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第507 101号
- (2) 工 事 名 坊口川河川整備工事（その1）
坊口川河川整備工事（その2）
- (3) 工事場所 綾部市坊口町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 (その1)
L = 25.0 m
かごマット工 A = 75 m²
法面整形工 A = 30 m²
締切排水工 一式
- (その2)
L = 65.0 m
浚渫工 V = 104 m³
工事用道路工（敷砂利） L = 30 m
- (5) 予定工期 令和8年1月27日から
令和8年3月31日まで（64日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年12月22日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年12月25日（木）午前9時から午後6時まで

令和7年12月26日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和8年1月8日（木）から
令和8年1月9日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和8年1月14日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和8年1月19日（月）午前9時から午後6時まで
令和8年1月20日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は1月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年1月21日（水）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、坊口川河川整備工事（その1）と坊口川河川整備工事（その2）を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

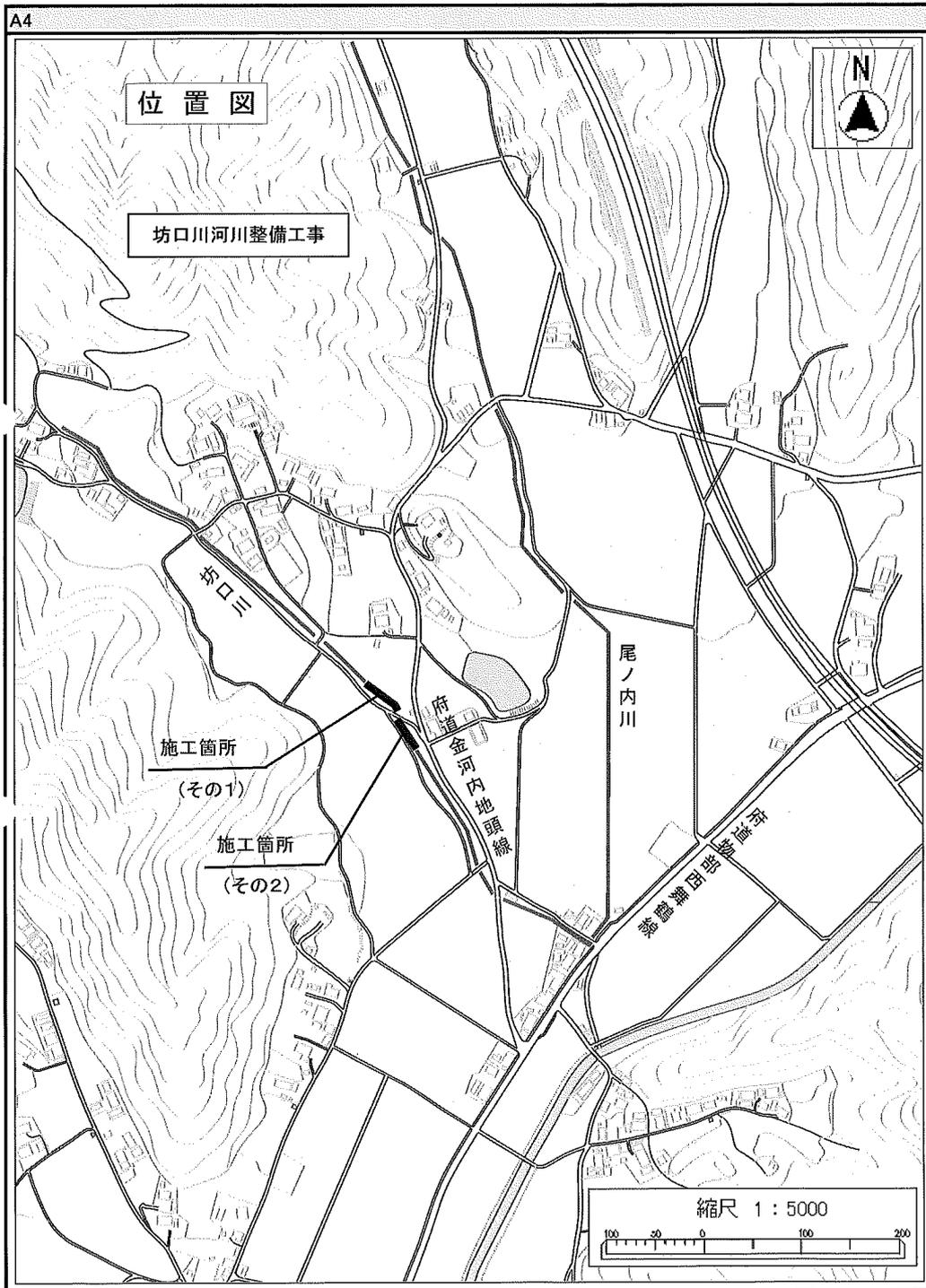
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第170号

中央公民館改修事業、中央公民館エレベーター等改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和7年12月22日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第507 103号 |
| (2) 工 事 名 | 中央公民館エレベーター等改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | エレベーター改修 一式
ドアクローザー改修 5か所
フェンス改修 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和8年1月27日から
令和9年9月18日まで（600日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で機械器具設置工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出するこ

と。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和7年12月22日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当(本庁東3階)とします。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年12月25日(木) 午前9時から午後6時まで

令和7年12月26日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月25日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和8年1月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和8年1月8日(木) から

令和8年1月9日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和8年1月14日(水) 午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ

クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和8年1月19日(月) 午前9時から午後6時まで
令和8年1月20日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出1月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和8年1月21日(水) 午前11時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 昇降機設備工事等、製造部門を持つ専門工事企業対象工事（No. 8）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

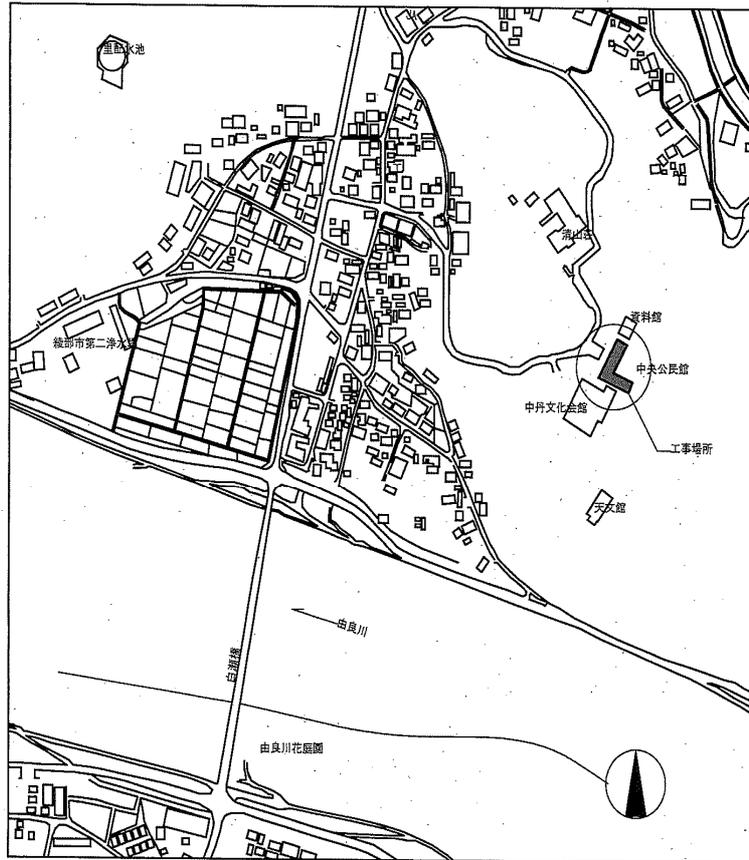
2) 主任技術者

- 1 機械器具設置工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)

- ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取り図

綾部市公告第171号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第13条第1項第1号に基づく指定業者を次により公表します。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
MKF 株式会社	美濃部 和也	舞鶴市字朝代17番地	令和8年1月1日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
230	MKF 株式会社	美濃部 和也	舞鶴市字朝代17番地	1

綾部市公告第172号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第173号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第174号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第175号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第176号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第177号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第178号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第179号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第180号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第181号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第182号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年12月26日

綾部市長 山崎善也

綾部市公告第 1 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 13 条第 1 項第 3 号の規定に基づく指定業者を次により公表します。

令和 8 年 1 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかった業者

事 業 所 名	代表者氏名	所 在 地	期 間 満 了 日
株式会社西口建設	沼田忠則	綾部市位田町野本42番地の1	令和7年12月31日
松原設備	松原真人	福知山市字前田1371番地の3	令和7年12月31日

綾部市上下水道事業管理規程第 11 号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 12 月 22 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和 44 年綾部市水道課管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	

	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700	396,800			
87	266,500	306,100	356,100	397,100			
88	266,800	306,400	356,500	397,400			
89	267,100	306,700	356,700	397,700			
90	267,400	307,000	357,100	398,000			
91	267,700	307,300	357,500	398,300			
92	268,000	307,600	357,900	398,600			
93	268,300	307,800	358,100	398,900			
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				

上下水道事業管理規程

	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和7年12月22日から施行し、改正後の綾部市企業職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の綾部市企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

綾部市議会規程第1号

綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

綾部市議会議長 松本幸子

綾部市議会個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

綾部市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年綾部市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

この規程は、令和7年12月29日から施行する。

綾部市教育委員会告示第19号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第9回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年12月18日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和7年12月24日（水）午前11時15分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）

綾部市教育委員会告示第20号

綾部市給食費補助金交付要綱（令和4年綾部市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月22日

綾部市教育委員会
教育長 小林 治

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（補助金の額の特例）

- 2 令和8年1月1日から同年3月31日までの間は、第3条中「50円」とあるのは、「100円」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第1号

令和8年1月25日執行予定の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙並びに綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和8年1月5日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

(以下掲示済)

綾部市選挙管理委員会告示第2号

令和8年1月25日執行予定の京都府議会議員綾部市選挙区補欠選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和8年1月5日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 日 時 令和8年1月16日（金） 午後5時10分から
- 2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター2階第3会議室
綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第3号

令和8年1月25日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のように定める。

令和8年1月5日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和8年1月17日
ただし、年齢については令和8年1月25日
- 2 登録を行う日
令和8年1月17日
- 3 縦覧に供する期間
令和8年1月18日

綾部市選挙管理委員会告示第4号

令和8年1月25日執行予定の綾部市長選挙及び綾部市議会議員補欠選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

令和8年1月5日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- 1 日 時 令和8年1月18日（日） 午後5時10分から
- 2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター2階第3会議室
綾部市若竹町8番地の1

綾部市十倉財産区告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和7年12月25日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和7年12月8日

綾部市十倉財産区管理者
綾部市長 山崎善也

付議事件

- 1 令和6年度綾部市十倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について